

特定費用準備資金等取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人整体協会（以下「協会」という。）の特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語は、次の各号に定めるところによる。

(1) 特定費用準備資金

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）各条文中に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金をいう。

(2) 特定資産取得・改良資金

認定法施行規則各条文中に定める特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金をいう。

(3) 特定費用準備資金等

上記各号を総称する。

(原則)

第3条 この規程による取扱については、認定法施行規則に則り行うものとする。

第2章 特定費用準備資金

(保有)

第4条 協会は、特定費用準備資金を保有することができる。

(承認手続)

第5条 前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、理事長は、事業ごとに、次の各号に掲げる事項について、理事会に提示しなければならない。

(1) 資金の名称

(2) 将来の特定の活動の名称

(3) 内容

(4) 計画期間

(5) 活動の実施予定時期

(6) 積立額及び算定根拠

2 理事会は、前項前各号の提示を受け、次の各号の要件を充たす場合において、事業ごとに承認するものとする。

(1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。

(2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

(管理及び取崩等)

第6条 前条の特定費用準備資金には、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む。）と明確に区分して管理する。

2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項の規定にかかわらず、目的外の取り崩し、積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更をする場合には、理事長は、理事会の承認を得なければならない。

第3章 特定資産取得・改良資金

(保有)

第7条 協会は、特定資産取得・改良資金を保有することができる。

(承認手続)

第8条 前条の特定資産取得・改良資金を保有しようとするときは、理事長は、資産ごとに、次の各号に掲げる事項について、理事会に提示しなければならない。

(1) 資金の名称

(2) 対象となる資産の名称

(3) 目的

(4) 計画期間

(5) 資産の取得又は改良等の予定時期

(6) 資産の取得又は改良等に必要な最低額及び算定根拠

2 理事会は、前項前各号の提示を受け、次の各号の要件を充たす場合において、資産ごとに承認するものとする。

(1) その資金の目的である資産を取得し、又は改良することが見込まれること。

(2) その資金の目的である資産の取得又は改良等に必要な最低額が合理的に算出されていること。

(管理及び取崩等)

第9条 前条の特定資産取得・改良資金には、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定資産取得・改良資金を含む。）と明確に区分して管理する。

2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項の規定にかかわらず、目的外の取り崩し、積立計画の中止、資産取得又は改良等に必要な最低額及び積立期間の変更をする場合には、理事長は、理事会の承認を得なければならない。

第4章 公表及び経理処理

(公表)

第10条 特定費用準備資金等については、資金の取崩しに係る手続き並びに積立限度額又は財産の取得等に必要な最低額及びその算定根拠を示した書類を、事務所に備え置き、閲覧に供するものとする。

(経理処理)

第11条 特定費用準備資金については、認定法施行規則第18条第1項、第2項、第4項、第5項及び第6項に基づき、経理処理を行う。

2 資産取得資金については、認定法施行規則第22条第4項の準用規定に基づき、経理処理を行う。

以上